

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 30 日

竹富町長 西大舛 高旬



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

黒島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人： 2 経営体
個人： 27 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付け
る。

6. 地域農業の将来のあり方

・農地が不足しているため、町有地や今後リタイア等で離農した農地を把握し
中心経営体へのマッチングを行うことにより対応していく。